

機関誌「アカデミア」編集・発行に関する企画提案公募実施要領

令和 2年 1月24日
市町村職員中央研修所

1 概要

市町村職員の能力向上に資すること、また、研修成果の発表、研修所の活動状況を市町村及び市町村職員に周知することを目的として発行する当所機関誌「アカデミア」の編集・発行に際し、民間事業者の保有するノウハウや技術を活用するべく、公募型企画提案（プロポーザル）方式にて提案を求めるもの。

※本事業は、市町村職員中央研修所の令和2年度予算成立（2月中旬予定）を前提とした停止条件付き事業である。予算が成立しない場合には、提案を募集したに留まり、いかなる効力も発生しない。

2 業務名

機関誌「アカデミア」編集・発行業務

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 プロポーザル内容

- (1) 機関誌「アカデミア」の表紙デザイン及びカラーグラビアの企画案の提案
〔但し、カラーグラビアは4ページとすること。〕
※詳細は、当所ホームページ掲載の「アカデミア」参照のこと。
- (2) 業務実施体制
当該業務に係る実施体制
- (3) 制作スケジュール（作業工程）（1号あたりの発行にかかるスケジュール）
- (4) 官公庁、地方自治関係団体、研修関係団体の雑誌編集実績
- (5) その他
- (6) 受託金額

5 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出書類の不備、郵送及び通信等の事故について、市町村職員中央研修所は一切の責任を負わない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
- (6) 企画提案書の提出後において、企画提案書に記載された内容の変更、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (7) 市町村職員中央研修所は、企画提案書等の提出書類を本委託業務の選定以外に無断で使用しない。

6 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(但し、委託内容が適切に実施されている場合、令和3年度も同一業者と契約する。また、令和3年度の内容が適切に実施されている場合は、令和4年度も同一業者と契約する。[令和5年度はこの継続的な運用を行わない。])

7 提案上限額

10,450,000円(地方税及び消費税相当額を含む。)を上限額とし、上限額を超えた提案は無効とする。

8 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 中央省庁の入札等参加資格があること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。

9 選定方法

本実施要領に従って応募した事業者の提案書及びプレゼンテーションに基づき審査・選定する。

10 提出書類等(様式自由)

- (1) 企画提案
 - ① カラーグラビアの企画案
(まちづくり事例:1案、観光事例:1案)……2案
 - ② 機関誌「アカデミア」の表紙デザイン(A4版カラー)……2案
- (2) 受託金額(消費税及び地方消費税抜きの額と込額)及び経費の見積書
- (3) 業務実施体制、制作スケジュール(作業工程)
※スケジュールは1号あたりの発行にかかるもの、担当者氏名等は不要
- (4) 中央省庁の平成31年(令和元年)度入札等参加資格を確認できるもの
(例:入札等参加資格者名簿の写し等)

- (5) 地方公共団体等の広報誌の受託実績
- (6) 提出部数 8部
- (7) 提出期限 令和 2年 2月18日(火) 午後5:00必着
- (8) 提出方法 郵送または直接持参
※直接持参の場合、平日午前9時から午後5時までとする(2月18日(火)は正午まで)。
- (9) 提出先 〒261-0025 千葉市中央区美浜区浜田1丁目1番
公益財団法人 全国市町村研修財団
市町村職員中央研修所
担当: 調査研究部 山端、八木(窓口担当)

※10に示した提出書類の提出をもって、本募集に応募したものとする。

11 企画提案(プレゼンテーション)

- (1) 日時等の詳細は別途通知するものとする。
- (2) 選定結果については、企画提案書等を提出したすべての参加者に、文書で通知する。
なお、評価の経緯及び内容については、一切公表しないものとする。また、選定結果に関する異議も受け付けない。

12 契約締結にあたっての留意事項

- (1) 提案された企画内容をそのまま委託するものではない。
- (2) 評価を経て選定された受託候補者と企画提案書の提案内容をもとに、委託業務契約の締結に向けて協議を行い、業務委託に係る仕様及び契約金額を確定させた上で契約を締結する。